

(別記第5号様式)

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 年 月 日
- 【発行者の名称】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当指定アドバイザーの名称】 (4)
- 【担当指定アドバイザーの代表者の役職氏名】
- 【担当指定アドバイザーの本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 (6)
- 【公表されるホームページのアドレス】 (7)
- 【投資者に対する注意事項】 (8)

1 TOKYO AIMは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO AIMの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（規程第43条第21号の規定にかかわらず、法第21条第1項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）を言います。以下、本項において同じ。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、金融商品取引法第27条の34において準用する第22条に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO AIMにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の既存市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO AIMにおいては、指定アドバイザー（J-Nomad）が重要な役割を担います。TOKYO AIMの上場会社は、TOKYO AIM上場規程及び指定アドバイザー規程に従って、各上場会社のために行動する指定アドバイザー（J-Nomad）を選任する必要があります。指定アドバイザー（J-Nomad）の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、TOKYO AIMのホームページ等に掲げられるTOKYO AIMの諸規則に留意する必要があります。

4 TOKYO AIMは、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かとい

う点を含みますが、これらに限られません。) について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

- 1【会社制度等の概要】（9）
 - (1)【発行者の属する国・州等における会社制度】
 - (2)【発行者の定款等に規定する制度】
- 2【外国為替管理制度】（10）
- 3【課税上の取扱い】（11）

第2【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（12）
- 2【沿革】（13）
- 3【事業の内容】（14）
- 4【関係会社の状況】（15）
- 5【従業員の状況】（16）

第3【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（17）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（18）
- 3【対処すべき課題】（19）
- 4【事業等のリスク】（20）
- 5【経営上の重要な契約等】（21）
- 6【研究開発活動】（22）
- 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（23）

第4【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】（24）
- 2【主要な設備の状況】（25）
- 3【設備の新設、除却等の計画】（26）

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】（27）

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	連結会計年度末現在発行数 (年 月 日)	公表日現在発行数 (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計						—

(2) 【新株予約権等の状況】 (28)

区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	公表日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【MSCB等の行使状況等】 (28-2)

(4) 【ライツプランの内容】 (29)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (30)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)

(6) 【所有者別状況】 (31)

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							計	単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他		
					個人以 外	個人			
株主数 (人)									—
所有株 式数(単 元)									
所有株 式数の 割合 (%)							100		—

(7) 【大株主の状況】 (32)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計	—		

(8) 【議決権の状況】 (33)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株 式等)		—	
議決権制限株式 (その 他)			
完全議決権株式(自己株 式等)		—	
完全議決権株式 (その 他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
計	—				

(9) 【ストックオプション制度の内容】 (34)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(10) 【従業員株式所有制度の内容】 (34-2)

2【自己株式の取得等の状況】 (35)

【株式の種類等】 (36)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (37)

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
株主総会（年 月 日）での 決議状況 （取得期間 年 月 日～ 年 月 日）		
最近事業年度前における取得自 己株式		
最近事業年度における取得自己 株式 （年 月 日～ 年 月 日）		
残存授權株式の総数及び価額の 総額		
最近事業年度の末日現在の未行 使割合（％）		
最近期間における取得自己株式 公表日現在の未行使割合（％）		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (38)

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
最近期間における取得自己株式		
公表日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (39)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (40)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】 (41)

4 【株価の推移】 (42)

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			
決算年月			
最高 (円)			
最低 (円)			

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

5 【役員の状態】 (43)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
計							

6 【コーポレート・ガバナンスの状態等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状態】 (44)

(2) 【監査報酬の内容等】 (45)

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
発行者		
連結子会社		
計		

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

7 【関連当事者取引】 (46)

第6 【経理の状態】 (47)

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】 (48)

① 【連結貸借対照表】 (49)

② 【連結損益計算書】 (50)

③ 【連結株主資本等変動計算書】 (51)

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 (52)

⑤ 【連結附属明細表】 (53)

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (54)

(3) 【その他】 (55)

第7【外国為替相場の推移】（56）

1【最近3年間の事業年度別為替相場の推移】

回次			
決算年月			
最高（円）			
最低（円）			
平均（円）			
期末（円）			

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

3【最近日の為替相場】

円（年 月 日）

第8【発行者の株式事務の概要】（57）

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】（58）

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

規程第24条第1項に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」又は「第2四半期連結累計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」又は「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準(規程第8条第5項で認められるものに限る。)、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。また、発行者情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

e 規程第24条第1項に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、(13)、(24)、(31)、(34)から(41)まで、(44)、(45)、(53)、(54)及び(57)の記載を省略することができる。また、(14)、(15)、(19)、(25)、(26)、(30)及び(43)については、当該中間連結会計期間における変更等についてのみ記載すれば足りる。

f 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

g 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

h 発行者(jに規定する他の当事者を含む。以下hにおいて同じ。)が連結財務諸表等を作成すべき会社に該当しない場合には、財務書類として発行者の財務諸表等掲げるものとする。財務諸表等を掲げた場合、連結財務諸表等に係る様式及び記載上の注意は、財務諸表等に係るものとして読み替えられるものとする。

i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 財務書類として連結財務諸表等(連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。)を掲げている場合には、連結会社について記載すること。

(b) 財務書類としてhに従い財務諸表等(財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。)のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接

な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j 発行者が規程第7条第1項ただし書に基づき有価証券新規上場申請書を提出する場合、又は同条第3項に基づき有価証券再上場申請書を提出する場合であって、規程第8条第2項及び施行規則第4条第3項第1号に基づき発行者情報を公表するときは、発行者の連結財務諸表等に加えて、当該合併等の他の当事者の連結財務諸表等を掲げること。

k この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する内国会社について示したものであり、委員会設置会社及び外国会社並びに特定有価証券の発行者については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

1 発行者情報の対象となる有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、当該発行者情報に係る有価証券が預託証券である場合にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券である場合にあっては受託者）がある場合には、本様式第二部中「第1 外部専門家の同意」の次に「第2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、当該会社の企業情報について次の事項を記載すること。

- (a) 当該会社の情報の開示を必要とする理由
- (b) 当該会社の名称、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所
- (c) 当該会社に関する事項 本様式「第二部企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- (d) 当該会社が法令に従い有価証券報告書を提出している場合には、(c)に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。
- (e) 当該会社が法令及びTOKYO AIM上場規程に従い発行者情報を公表している場合には、(c)に代えて、その旨及び発行者情報が公表されているウェブサイトのアドレスを記載すれば足りる。

m 発行者情報の対象となる有価証券が特定有価証券である場合には、本様式第一部「企業情報」とあるのを「ファンド情報等」と改め、第一部中「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに代えて、「ファンドの状況」、「管理及び運営」、「ファンドの経理状況」、「証券事務の概要」、「運用会社の概況」及び「その他の関係法人の概況」を記載すること。

(2) 発行者の名称

第3号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

第3号様式記載上の注意(3)に準じて記載すること。

(4) 担当指定アドバイザーの名称

第3号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(5) 削除(6) 取引所金融商品市場等に関する事項

a 発行者情報の公表日において、上場しようとする有価証券又は上場されている有価証券（以下「対象となる有価証券」という。）が取引所金融商品市場（特定取引所金融商品市場を含む。）又はこれと同等の海外の取引所市場に上場されている場合には、当該取引所金融商品市場又は海外の取引所市場の名称を記載すること。

b 当取引所の市場への新規上場申請を行う際に、第4条第3項第1号の規定により発行者情報に相当する情報を公表する場合には、その旨及び当取引所の市場への上場予定日を記載すること。

c 発行者情報の公表日において、対象となる有価証券が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の名称を記載すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載すること。

e 振替機関の名称及び住所を記載すること。

(7) 公表されるホームページのアドレス

第3号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(8) 投資者に対する注意事項

第3号様式記載上の注意（11）に準じて記載すること。

（9）会社制度等の概要

第3号様式記載上の注意（23）に準じて記載すること。

（10）外国為替管理制度

第3号様式記載上の注意（24）に準じて記載すること。

（11）課税上の取扱い

第3号様式記載上の注意（25）に準じて記載すること。

（12）主要な経営指標等の推移

第3号様式記載上の注意（26）に準じて記載すること。ただし、規程第24条第1項に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度について、第3号様式記載上の注意（26）に準じて記載すること。

（13）沿革

第3号様式記載上の注意（27）に準じて記載すること。

（14）事業の内容

第3号様式記載上の注意（28）に準じて記載すること。

（15）関係会社の状況

第3号様式記載上の注意（29）に準じて記載すること。

（16）従業員の状況

第3号様式記載上の注意（30）に準じて記載すること。

（17）業績等の概要

第3号様式記載上の注意（31）に準じて記載すること。

（18）生産、受注及び販売の状況

第3号様式記載上の注意（32）に準じて記載すること。

（19）対処すべき課題

第3号様式記載上の注意（33）に準じて記載すること。

（20）事業等のリスク

第3号様式記載上の注意（34）に準じて記載すること。

（21）経営上の重要な契約等

第3号様式記載上の注意（35）に準じて記載すること。

（22）研究開発活動

第3号様式記載上の注意（36）に準じて記載すること。

（23）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3号様式記載上の注意（37）に準じて記載すること。

（24）設備投資等の概要

第3号様式記載上の注意（38）に準じて記載すること。

（25）主要な設備の状況

第3号様式記載上の注意（39）に準じて記載すること。

（26）設備の新設、除却等の計画

第3号様式記載上の注意（40）に準じて記載すること。

（27）株式の総数等

a 第3号様式記載上の注意（41）に準じて、株式の種類ごとに、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

b 「発行可能株式総数」の欄には、当連結会計年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。なお、当事業年度の末日後発行者情報の公表日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当連結会計年度末現在及び発行者情報公表日現在の発行数を記載すること。

（28）新株予約権等の状況

第3号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

(28-2)MSCB等の行使状況等

MSCB等の行使状況等について、株主の権利の保護を図るために必要な事項を記載すること。

(29)ライツプランの内容

第3号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(30)発行済株式総数、資本金等の推移

第3号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。また、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。なお、新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当連結会計年度の末日後発行者情報の公表日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

(31)所有者別状況

第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

(32)大株主の状況

第3号様式記載上の注意(76)に準じて、当連結会計年度末現在の株主の状況について、所有株式数の多い順に10名程度について記載すること。

(33)議決権の状況

a 第3号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公表日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式(当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社)にあっては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。)について当該取得者により移動(譲受けを除く。)が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第3号様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

c bに規定する場合を除き、(33)の記載を省略することができる。

(34)ストックオプション制度の内容

第3号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(34-2)従業員株式所有制度の内容

第3号様式記載上の注意(47-2)に準じて記載すること。

(35)自己株式の取得等の状況

第3号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(36)株式の種類等

第3号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(37)株主総会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。

(38)取締役会決議による取得の状況

第3号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(39)株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第3号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。

(40)取得自己株式の処理状況及び保有状況

第3号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。

(41)配当政策

第3号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(42)株価の推移

第3号様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。

(43)役員状況

第3号様式記載上の注意(56)に準じて、発行者情報の公表日現在における役員について記載すること。

(44) コーポレート・ガバナンスの状況

第3号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(45) 監査報酬の内容等

第3号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(46) 関連当事者取引

第3号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

(47) 経理の状況

第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

(48) 連結財務諸表

a 第3号様式記載上の注意(61)に準じて記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において規程第8条第1項第1号又は第24条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。

(49) 連結貸借対照表

第3号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。

(50) 連結損益計算書

第3号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。

(51) 連結株主資本等変動計算書

第3号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。

(52) 連結キャッシュ・フロー計算書

第3号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

(53) 連結附属明細表

第3号様式記載上の注意(66)に準じて記載すること。

(54) 主な資産及び負債の内容

第3号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。

(55) その他

第3号様式記載上の注意(68)に準じて記載すること。

(56) 外国為替相場の推移

第3号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。

(57) 発行者の株式事務の概要

第3号様式記載上の注意(70)に準じて記載すること。

(58) 外部専門家の同意

第3号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。